

▶ 整備基準抜粋

- (1) 次に定める場合においては、それぞれに定める経路のうち、1以上の経路を、利用円滑化経路にすること。
- ア 公共的施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある公共的施設にあっては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。）を設ける場合道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路
- イ 公共的施設又はその敷地に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を設ける場合 利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。(2)において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路
- ウ 公共的施設又はその敷地に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路
- (2) 利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。
- ア 当該利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合においては、この限りでない。

▶ 解説

ア 適用

- ・ 旧整備基準は、部分ごとに基準を規定する形式だったが、新しい整備基準では、車いす使用者等が円滑に利用することができる利用円滑化経路を形成する各部分の基準をまとめて規定している。利用円滑化経路に限らず各部分ごとに適用される整備基準は、従来通り部分ごとに規定している。
- ・ 利用円滑化経路は、建築物の敷地の接する道等から利用居室に至る1以上の経路を車いす使用者等が円滑に利用できる経路とし、当該利用居室から車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設に至る1以上の経路についても、車いす使用者等が円滑に利用できるようにすることが必要となる。

イ 利用居室

- ・ 「利用居室」は、原則として不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をさすが、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある公共的施設の場合は、直接地上へ通ずる出入口のある階にあるものに限られる。従って、地上階又は地上階の直上・直下階にのみ「利用居室」がある場合は、地上階にある「利用居室」に至る利用円滑化された経路の確保を求めている。

ウ 車いす使用者等への配慮

- ・ 車いす使用者等への配慮として、階段や段差（高低差が2cm以下で丸みを持たせた段は除く）を設けないことを原則としている。やむを得ず設ける場合は、傾斜路や昇降機等の設置を求めている。

利用円滑化経路の概要

